

令和3・4年度 第4回 横浜市救急業務検討委員会 会議録	
日 時	令和4年11月14日(月) 19時00分～20時00分
開 催 場 所	横浜市健康福祉総合センター6階 会議室(横浜市中区桜木町1-1)
出 席 者	牛丸良子、越智登代子、川口浩人、高井佳江子、松井住仁、平元周、星崎清美、水野恭一
欠 席 者	竹内一郎
議 題	1 横浜市転院搬送ガイドライン 2 転院搬送依頼書 3 第17次報告(案)
議 事	<p>(事務局)</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から、横浜市救急業務検討委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日進行を務めます。横浜市消防局救急課長の石黒と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、前回の委員会で副委員長に選出された松井副委員長をご紹介させていただきます。</p> <p>(松井副委員長)</p> <p>皆様こんにちは、横浜市病院協会長の松井でございます。</p> <p>横浜市病院協会会長として本委員会へ出席させていただいております。今回、初の出席となりますのでどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>(事務局)</p> <p>松井副委員長、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、本日の会議の出席状況をご報告いたします。</p> <p>委員総数9名のうち、8名のご出席となっておりますので、運営要綱第7条第2項の規定のとおり、委員会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、本委員会につきましては、運営要綱第8条の規定により、原則公開となりますので、ご了承をお願いいたします。また、議事録も後日、当局のホームページにて公開させていただきますので併せてご了承をお願いいたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の資料について確認をさせていただきます。</p> <p>資料は、上から順に次第、委員名簿、席次表、資料1がA4、資料2がA3、資料3、資料4がA4の各1枚となります。</p> <p>続きまして、資料5は、A4のホチキス止めした第17次報告案となります。</p> <p>資料につきましては、以上となります。不足等ございましたら、お申し付けください。</p>

それでは、以降の議事進行につきましては、水野委員長にお願いしたいと存じます。水野委員長よろしくお願いいたします。

(水野委員長)

このところ本市においてはコロナの患者も増えてきてまして、私の医院でも検査をしてみると、コロナ陽性となる患者さんが多くなってきました。そのような状況で皆様お忙しいところ本委員会に御出席いただきありがとうございます。円滑な議事進行に努めますので、ご協力をお願いします。

早速ですが、報告事項「令和3・4年度 第3回横浜市救急業務検討委員会 まとめ」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1「令和3・4年度 第3回横浜市救急業務検討委員会 まとめ」の説明

(水野委員長)

事務局からの報告について、御質問等がありますでしょうか。

—意見なし—

(水野委員長)

意見がないようですので、続きまして、議題について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議題「転院搬送ガイドライン及び転院搬送依頼書」について説明

(水野委員長)

ただいま事務局から説明のあったことについてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(平元委員)

通常、救急医療の現場で転院搬送ガイドラインのフローチャートを確認することはないと思います。転院搬送ガイドラインは見ずに、転院搬送依頼書を確認すると思います。そのため、転院搬送依頼書に、転院搬送を行う範囲は「横浜市と横浜市に隣接する医療圏の医療機関」と記載してしまうと、それ以外は要請できないと思われてしまっは困りますので、現場でもわかるように文章を工夫してはいかがでしょうか。

(事務局)

平元委員からいただいたご意見については、転院搬送依頼書の中段、転院搬送先医療機関情報に記載をさせていただいております。

(平元委員)

当院は場所柄、東京都にかかりつけ医療機関がある方も多く、治療の内容によっては、かかりつけ医療機関での対応となることがあります。

この時、転院搬送先が限定されている記載では、適切な医療機関に搬送することができなくなるように思います。

そのため、転院搬送ガイドラインのフローチャートにもあるような記載に合わせてはいかがでしょうか。

(事務局)

平元委員からのご意見のとおり、転院搬送依頼書に転院搬送ガイドラインのフローチャートと同様に「特殊な疾患を除き」といった一文を追記できるか検討いたします。

(水野委員長)

特殊な疾患のある患者を転院搬送依頼する際は、搬送先医療機関に受け入れの確認をとってから、転院搬送依頼書に記載をします。ですから、転院搬送依頼書に記載する前に搬送先が決まっているため、転院搬送依頼書に「特殊な疾患を除き」という記載はなくてもよろしいかと思えます。

(川口委員)

転院搬送依頼書の記載では、「搬送先医療機関は、原則、横浜市と横浜市に隣接する医療圏の医療機関」とされていますので、あくまで原則としてはこの範囲内というもので、必ずこの範囲内でなければならないというものではないと思います。

(平元委員)

転院搬送ガイドラインのフローチャートにある、「特殊な疾患等を除き」という一文だけ追加して貰えば良いのかと思いますが。

(水野委員長)

それでは、可能であれば追加してください。

(事務局)

フローチャートと同様な記載とさせていただきます。

(高井委員)

転院搬送依頼書と転院搬送ガイドラインの両方に、「医師又は看護師が救急車に同乗できない場合は、患者や家族等に救急隊のみで搬送することについて説明し、了承を得ること」と記載されていますが、万が一、了承が得られない場合はどうしたら良いのでしょうか。

(事務局)

そのような場合は、救急隊と医療機関とで協議することになるかと思えます。

(水野委員長)

私も高井委員と同様に思っていました。もちろん、患者等へ説明はしますが、転院搬送依頼書にチェックをするのは医師なのか患者なのかどちらでしょうか。

医師がチェックする場合は、患者から勝手に医師がチェックしたと思われないようしてもらわなければ困ってしまいます。

ですので、患者がチェックする方がよろしいのではと思いますが、高井委員いかがでしょうか。

(高井委員)

チェックをするのはどなたでもよろしいかと思いますが、その前に、救急車に医師又は看護師が同乗しないことを患者が了承しない場合はどうするのでしょうか。緊急性があるから救急車を要請するのですが、どんなに丁寧に説明をしても患者が納得しない事があるかもしれません。そうなってしまうと、緊急性があるにも関わらず、搬送することができなくなってしまわないのでしょうか。

(水野委員長)

軽症の場合はそういったことがあるかもしれませんが、重症の場合はそういうことはないと思います。

(平元委員)

急変リスクが高い患者の場合、医師や看護師が同乗せずに搬送することは現実としてはあまりないと思います。

軽症の患者で同意が得られない場合、「医療機関で説明したものの、了承が得られなかった」と記載すればいいかもしれませんが、重症の患者で同意が得られない場合に、何の記載もなく搬送を依頼し、万が一急変した時は問題となるかもしれません。

(水野委員長)

患者にチェックしていただかなくても問題ないでしょうか。

(川口委員)

この転院搬送依頼書は、医療機関が消防機関に依頼をする際の手続き書類ですから、患者等のチェックは不要ではないでしょうか。

患者にどのような説明をしたかという事は、時間や処置の合間に可能であればカルテ等に記載してはいかがでしょうか。

(水野委員長)

患者の転院搬送に際し、どのような説明をして誰からの了承が得られたかという情報をカルテ等様々な書類に記載しなくてはいけないのでしょうか。

(川口委員)

転院搬送の際に全ての書類に記載するのは余裕がないかもしれません。

(越智委員)

この記載があることの目的は、「救急隊のみで搬送することを患者等が了承した」という事ではなく、「患者に丁寧に説明した」という点だと思います。

重症の患者に対して、了承した事のチェックを依頼するのは、現実的には困難だと思います。

また、一人暮らしの方で認知症等により本人の意思確認が難しい場合等もあります。

この項目は、しっかりと患者に説明しました。ということを消防機関に伝えるためのものですので、患者にとっては、転院搬送の理由を丁寧に説明を受けることができるようになるため、とても良い項目だと思います。

(高井委員)

私も越智委員と同じ考えです。

しっかり説明することが大切なので、転院搬送依頼書には「患者等に説明した。」という記載にしてはいかがでしょうか。

(事務局)

各委員のご意見を総合しまして、ここにおいて重要なことは、患者等へ丁寧に説明をすることですので、高井委員からのご提案のとおり、「患者等に説明した。」という記載にさせていただきます。

(水野委員長)

救急車に同乗するのは、医師又は看護師と記載されていますが、牛丸委員よろしいでしょうか。

(牛丸委員)

前回の「医師等」との記載から、今回は「医師又は看護師」との記載に変更されており、前回ご意見させていただいたことが反映されておりますので、よろしいかと思えます。

容態が悪い患者様の場合は、看護師が同乗するのは看護職の役割であると思えますので、医師から患者等へ丁寧に説明していただけているのであれば、看護職のできる範囲をご理解いただけると思えますので、問題ないと思えます。

(星崎委員)

救急車への同乗の有無について、「医師又は看護師が同乗できない場合」とありますが、「できない」という表現ですと、患者等からなぜ同乗できないのか、と言われる恐れがありますので、できないというよりは、しなくても問題ないと判断されていると思えますので、「医師又は看護師が同乗しない場合」といった表現にしてもよろしいのではないのでしょうか。

(川口委員)

緊急性があり、他の医療機関に救急車で搬送するものですから、原則は救急車に同乗しなければならないと思えます。

ですから、原則は、医師又は看護師が同乗する、どうしても同乗できない場合に限り、患者等へ説明するという現在の記載が、医療者としては「原則は同乗しなければならない」と明確に分かる形になっているため良いと思えます。

(平元委員)

病院のように複数の医師が勤務している場合は問題ないと思えますが、医師が一人で診療しているような診療所では、救急車に医師が同乗してしまうと、他の患者の診療が停止してしまいますので、そのような場合は患者もご理解いただけるのではないかと思えます。

ですので、現在の表現でよろしいかと思えます。

(水野委員長)

その他、ご意見等ございますでしょうか。

—意見なし—

それでは、議題（１）（２）の審議は終了し、議題（３）について事務

局から説明をお願いします。

(事務局)

議題(3)について説明

(水野委員長)

ただいま事務局から説明がありましたことについて、委員の皆様いかがでしょうか。

(高井委員)

救急車に医師又は看護師が同乗できない場合、患者等へ説明し了承を得ることについて、転院搬送依頼書と同様、第17次報告書にも「患者等へ説明した。」という表現にしていただければと思います。

(水野委員長)

報告書と転院搬送依頼書と齟齬が生じないように、事務局は文章を変更してください。

その他、いかがでしょうか。

(川口委員)

提言の1「転院搬送における救急車の適正利用の推進」について、下から3行目、消防機関、医師会、医療機関等に周知し、とありますが、本委員会に病院協会の委員も参画しているため、こちらに病院協会を入れた方が良いと思います。

また、21ページ(4)救急車への医療機関関係者の同乗の2段落目で、「そのため」と接続されますが、文章としては「しかし」が正しいと思いますので、文章を検討してください。

(水野委員長)

その他いかがでしょうか。

(平元委員)

川口委員から、提言の1「転院搬送における救急車の適正利用の推進」について、下から3行目に病院協会も追記した方がよいのではとご意見がありました。医師会と医療機関等に病院協会も含まれていますので、記載しなくても良いかと思えます。

(事務局)

医師会は記載する形でよろしいでしょうか。

(水野委員長)

医師会は記載した形でお願いします。

その他ご意見ございますでしょうか。

—意見なし—

それでは様々な意見をいただきありがとうございます。

質問も出尽くしたようですので、本員会の今後の進め方ですが、報告書が完成した段階で、再度、皆さんにお集まりいただいて、最終確認をして、本委員会を閉じるか、どうか、皆さんのご意見をいただきたいと思えます。

(松井副委員長)

委員長がよろしければ、意見も出尽くしたと思いますので、報告書の最終案については、委員長一任ということにさせていただいてもよいかと思えますが、皆様いかがでしょうか。

—異議なし—

(水野委員長)

皆様異議がないようですので、委員長一任とさせていただきます。

(越智委員)

目次の裏面、検討の経過の部分について提案させていただきます。

横浜市転院搬送ガイドラインと転院搬送依頼書が記載されていますが、こちらについては、検討の経過ではなく、検討の成果物として項目出しをしてはいかがでしょうか。

(水野委員長)

越智委員の御意見は、検討の経過と検討の成果物を別項目として独立させ、横浜市転院搬送ガイドラインと転院搬送依頼書を検討の成果物に記載するということですね。

事務局いかがですか。

(事務局)

現在検討の経過の中に含まれている横浜市転院搬送ガイドラインと転院搬送依頼書を別項目として独立させ、目次及び報告書の本文を修正いたします。

(水野委員長)



それでは、事務局は委員からいただいたご意見を報告書等に反映するようお願いいたします。

修正後の報告書は、先ほど松井副委員長からご提案いただきましたが、委員長に一任していただけるということですので、しっかりと確認させていただきたいと思います。そして、その結果は、事務局を通して皆様に御報告いたします。

次に次第の5「その他」ですが、委員の皆様から全体を通して何かありましたら、お願いします。

—意見なし—

議題として予定していたものにつきましては、審議が終了しました。

この2年間、委員の皆様には多大なご協力を賜り、心から御礼を申し上げます。

それでは、事務局に進行を戻します。

(事務局)

水野委員長、議事進行ありがとうございました。

報告書等の修正に関しては、委員長にご一任とのご承認いただきましたので、皆様にお集まりいただくのは、今回が最後となります。

誠にありがとうございました。

今回の第17次提言は事務局で修正を行い、公表は来年1月を予定しております。

最後になりますが、結びに、事務局を代表しまして、救急部長の古屋よりご挨拶させていただきたいと思います

(救急部長)

消防局救急部長の古屋でございます。

水野委員長、松井副委員長をはじめ、委員の皆様には、2か年にわたり、夜間の会議にもかかわらず、貴重なご議論をいただき誠にありがとうございました。

今回の委員会では、皆様には、「救急車による転院搬送について」というテーマでご議論いただき、本市における救急業務の方向性をお示しめさせていただきました。

この度、市長への第17次提言を取りまとめていただいた事項につきましては、今後、医師会様、病院協会様の皆様のご協力を賜りながら、関係する部署とも連携し、提言の実現に向け取り組んで参ります。

皆様におかれましては、どうぞ、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりますが、この2年間に渡る皆様のご協力に感謝申し上げますと

	<p>ともに、今後も、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。</p> <p>皆様、本当にありがとうございました。</p> <p>(事務局)</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和3・4年度第4回横浜市救急業務検討委員会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、ありがとうございました。</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料1】 令和3・4年度第3回横浜市救急業務検討委員会 まとめ</li> <li>・【資料2】 横浜市救急業務検討委員会 第17次報告(案) &lt;概要&gt;</li> <li>・【資料3】 横浜市転院搬送ガイドライン</li> <li>・【資料4】 転院搬送依頼書</li> <li>・【資料5】 横浜市救急業務検討委員会第17次報告(案)</li> </ul> <p>特記事項</p> <p><b>【議題外議事】</b></p> <p>市内の新型コロナウイルス感染症の感染者数の推移</p>